

令和 7 年度当初予算 「スマート農業技術の開発・供給に関する事業」 の公募について

公募期間

令和 7 年 6 月 5 日～30 日（正午）

生物系特定産業技術研究支援センター（BRAIN）

※生研支援センターは、生物系特定産業技術研究支援センターの通称です
(Bio-oriented Technology Research Advancement Institution)

1. 本事業の実施に当たっての留意事項



- ① 生物系特定産業技術研究支援センター（以下、「生研支援センター」という。）が実施する「スマート農業技術の開発・供給に関する事業」は、補助事業ではなく委託事業です。
- ② 生研支援センターが実施する研究開発事業（委託事業）は、本来、国等が目標とする施策の実現のために自ら研究開発を実施すべきであるものを、専門的な知見や技術を持っている研究機関が提案する研究課題を審査して採択し、委託して実施するものです。

従って、採択された研究課題を実施する研究機関は、自ら提案した研究課題の研究目標を達成することが必須となることに留意してください。

研究期間の途中で実施する中間評価等において、研究成果が研究目標を達成していない場合は、研究課題の統廃合や研究課題が打ち切りとなる場合があります。

背景と目的

農業者が減少する中で生産性の向上を図るには、スマート農業技術の活用が不可欠であることから、国では、これまで「スマート農業実証プロジェクト」等の施策を進めてまいりました。

一方、これらの施策を推進する中で、「開発の難度が高く、実用化や普及に至っていない技術が多く残されている。」等の課題があることも明らかになってきました。

このため、令和6年10月に施行された「スマート農業技術活用促進法（以下、法という。）」の基本方針では、国が開発を進める必要があるスマート農業技術等の分野・目標（重点開発目標）を明示し、これに沿ったスマート農業技術等の開発や生産現場への供給を一体的に行う民間事業者等の取組を国が認定し、開発及び成果の普及を促進することとしております。



このような背景を踏まえ、生研支援センターが執行する本委託事業では、施策上重要なスマート農業技術の開発及び供給を迅速かつ強力に推進することを目的に、スマート農業技術に係る研究開発の取組を支援することとしております。

3. 法と本委託事業との関係①

- 本委託事業の応募に当たっては、法に基づく「スマート農業技術等の開発及びその普及に関する計画（開発供給実施計画）」の認定が必要であるとともに、併せて、以下の2点を満たす必要があります。

- ① 委託事業で実施する内容が認定を受けた開発供給実施計画の内容の全部又は一部に即していること
- ② 研究主体に開発供給実施計画の認定者（代表者）を含んでいること

（開発供給実施計画の概要）

農林水産大臣
（法に基づく基本方針
の策定・公表）

認定

申請

スマート農業技術等の開発及びその成果の普及に関する計画 （開発供給実施計画）

【開発供給事業の内容】

農業において特に必要性が高いと認められるスマート農業技術等の開発及び当該スマート農業技術等を活用した農業機械等又はスマート農業技術活用サービスの供給を一体的に行う事業

【申請者】

開発供給事業を行おうとする者（農機メーカー、サービス事業者、大学、公設試等）

【特例措置】

- ・ 日本政策金融公庫の長期低利融資
- ・ 農研機構の研究開発設備等の供用等
- ・ 行政手続きの簡素化（ドローン等の飛行許可・承認） など

3. 法と本委託事業との関係②

- 本委託事業の応募に当たっては、原則として開発供給実施計画の認定を受けている必要
がありますが、以下の要件を満たせば、開発供給実施計画の認定を受けることが確実な者と
して、応募することが可能となります。

ア 委託事業で実施する内容が当該開発供給実施計画の内容の全部又は一部に即していること。

イ 研究主体に含まれる者を申請者（代表者）とする当該開発供給実施計画について、令和7年6月20日までに、
農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課と認定に係る事前相談を開始すること。

ウ 採択決定通知日までに、上記の事前相談を了していること。

エ 少なくとも初年度の委託期間終了日までには認定を受けること。

オ 以下のいずれかに該当する場合には、研究推進課からの通知に並行して、遅滞なくその旨を生研支援センターに対
し、申し出を行い、自ら委託事業を中止し、契約を解除すること、また、その場合、自然災害等やむを得ない事情を除
き、委託費を返還することに同意していること。

(ア) 初年度の委託期間終了日までに当該開発供給実施計画の認定がされなかった場合

(イ) 初年度の委託期間終了日前であっても当該認定の申請や認定を断念する場合若しくは状況の変化により認定
の要件が満たせなくなったことが判明した場合

(ウ) 委託事業で実施する内容が当該開発供給実施計画の内容の全部又は一部に即さなくなった場合

4. 事業概要（研究開発等の内容 等）



- 本事業については、法に基づく重点開発目標に位置付けられているスマート農業技術に係る研究開発を支援するものとなっております。

	重点課題対応型研究開発 (民間事業者対応型)
研究開発の 内容	特に重要度が高いスマート農業技術の開発・供給を促進するため、スマート農業技術活用促進法に基づく重点開発目標に沿った民間企業等による研究開発を実施。
対象技術	法に基づく重点開発目標に位置付けられているスマート農業技術のうち、特に重要度の高い技術（公募要領別紙1 公募分野別表（本資料7頁）を参照） 【例】 ぶどうの管理作業ロボットの開発、レタスの収穫ロボットの開発 等
研究型	① スマート農業技術に係る研究開発（必須） ② 新たな栽培方法の確立に係る研究（※） ※②の研究型は、①の効果を向上することが期待される栽培方法であり、有効な技術内容が想定される場合に限り、研究計画に含めることが可能。
研究実施 期間	3年以内（令和10年3月末まで）
研究費の 上限	1.5億円/年※ （上記のうち、②新たな栽培方法の確立に係る研究要素は0.4億円/年を上限）

※研究費の上限については、①と②の総額。例として、②として0.3億円/年を含める場合は、①の研究費の上限は1.2億円/年となります。

4. 事業概要（公募分野）

- 公募分野は、法に基づく重点開発目標に位置付けられたスマート農業技術であって、労働時間の削減等の生産性の向上に寄与するもののうち、別表に明示した技術です。

公 募 分 野	
水田作	<u>農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和六年法律第六十三号）第六条第一項の規定に基づく生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進に関する基本的な方針の第二の1の(2)に位置付けられたスマート農業技術等であって、当該スマート農業技術等が対応する同項の生産性の向上に関する目標の欄に定める数値の達成に寄与するもののうち、別表に明示した技術。</u>
畑作	
露地野菜・花き作	
施設野菜・花き作	
果樹・茶作	
畜産・酪農	
農作業共通	

4. 事業概要（公募分野の詳細）



➤ 以下は、別表に明示されている技術です。以下に記載のある技術が本事業の対象となります。

営農類型等	農作業	技術
水田作	除草	◆ 自動航行・薬剤等の自動装填が可能なドローン(水稻等)
	収穫・運搬・調整	◆ コンバインと搬出・運搬トラック、乾燥調製施設の連動(水稻等)
畑作	播種・移植	◆ ほ場状態に応じた制御が可能な不耕起播種機の自動化(麦類・大豆)
		◆ 自律走行挿苗機(かんしょ)
	除草	◆ 株間除草等も可能な自律走行型除草機
	収穫・運搬・調整	◆ AI等を活用した施設内選別作業機(かんしょ、ばれいしょ)、自律走行が可能なハーベスタ(さとうきび)
露地野菜・花き作	除草・防除	◆ 中耕・除草等も可能な自律走行管理機(花き含む全般)
	収穫・運搬	◆ 自動収穫機の新規開発(レタス等)、既存機の機上等作業の省力化(にんじん、たまねぎほか)
	選別・調整・出荷	◆ 選別の自動化技術、ラインへの自動搬入機、自動箱詰め機(花き含む全般)
施設野菜・花き作	栽培管理	◆ 自動収穫機の汎用化等を通じた管理作業の省力化技術(花き含む全般) 【摘葉(トマト、イチゴ、きゅうりほか)、摘果、誘引(トマト、きゅうりほか)、防除】
	収穫・運搬	◆ 自動収穫機や台車ロボット(花き含む全般)
	選別・調整・出荷	◆ 選別・箱詰め等自動化技術、庫内の環境の精密制御等による貯蔵・品質保持(花き含む全般)
果樹・茶作	栽培管理	◆ 栽培管理の省力化技術(全般) 【受粉(りんご、日本なしほか)、摘果(日本なしほか)、摘葉(かんきつ、りんごほか)、剪定/剪枝/整枝(かんきつ、りんご、ぶどう、茶ほか)、被覆(茶)】
	収穫・運搬	◆ 自動収穫機(日本なしほか)や台車ロボット(全般)
	選別・調整・出荷	◆ 外観・品質に基づいた更なる高度かつ迅速な自動選果技術、庫内の環境の精密制御等による貯蔵・品質保持(全般)
畜産・酪農	飼養管理	◆ 画像センシング機による発情・疾病・分娩監視技術、個体ごとの採食の簡易な計測が可能な自動給餌機(全般)、牛舎内の自動洗浄ロボット
	搾乳	◆ 画像センシング機による発情・疾病・分娩監視技術、高度な個体管理が可能な搾乳ロボット、様々な種類の乳器に対応する安価な搾乳ロボット(酪農)
農作業共通	センシング等	◆ センシング技術によるスマート樹体管理システム(果樹) ◆ AI病害虫診断によるスポット散布技術(果樹ほか) ◆ 自動管理機等の統合運用システム(果樹ほか)

5. 応募要件（研究グループの構成）



- 本委託事業については、研究グループを組織し応募いただく必要があります。

研究グループの例（委託契約締結までにコンソーシアムを設立）

1. 研究機関

- 代表機関（応募者）
- 共同研究機関

（自ら研究を実施する民間企業、大学、地方公共団体、一般又は公益法人、国立研究開発法人等であり、日本国内に設置された法人格を有する者）

2. 開発・供給支援機関

（研究成果の農業生産現場への迅速な供給を進める民間企業（製造事業者や農業支援サービス事業者）や普及を担う普及組織や農業者等、研究成果（製品等）のユーザーとなる民間企業等のことで、自ら研究を実施せずに研究グループに参加する者）

3. 研究管理運営機関※要する場合

（研究代表者が所属する応募者とは別に、生研支援センターとの委託契約や委託契約に係る業務及び経理執行業務を行なう者であり、生研支援センターが必要と認めた場合に限り、設置することが可能。）

【参画必須（1. 研究機関又は2. 開発・供給支援機関として参画する必要あり）】

ア 社会実装を担う者、 イ 研究用ほ場を有する者、 ウ 農業者等（ウについては協力機関でも可）

協力機関の例（委託事業の実施する上での協力機関。研究グループ外。）

地域金融機関等（研究グループに参画し研究・検証等を実施する場合加算）、研究支援者、農業者等 8

5. 応募要件（代表機関）

○ 代表機関の要件

◆ 応募者（研究グループの代表機関。）は、以下①から⑧までのすべての要件を満たす必要があります。

- ① 研究機関であること。
- ② 研究実施に必要な体制及び能力を有することとして、以下の要件を満たす機関であること。
 - ア 研究開発を円滑に実施するための研究体制、研究員、設備等を有すること。
 - イ 研究代表者及び経理責任者を設置していること。
 - ウ 知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有すること。
 - エ 委託事業費の執行において、区分経理処理が行える会計の仕組み、経理責任者の設置や複数の者による経費執行状況確認等の適正な執行管理体制（体制整備が確実である場合を含む。）を有すること。
 - オ 研究成果の普及、共同研究機関等との連絡調整等、コーディネート業務を円滑に行う能力・体制を有すること。
 - カ 生研支援センターとの委託契約を締結できる能力・体制を有すること。
- ③ 応募前に、最新の事務担当者説明会動画を視聴していること。また、契約締結の際に「研究倫理に関する誓約書」を提出すること。

5. 応募要件（代表機関）

○ 代表機関の要件（続き）

- ④ **令和7・8・9年農林水産省競争参加資格**（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分の有資格者であること（応募時点で競争参加資格のない者は、委託契約締結までに競争参加資格を取得する必要）。
- ⑤ 委託契約の締結に当たり、生研支援センターが提示する委託契約書に合意できること。
- ⑥ 日本国内を拠点として研究を実施できること。ただし、国外機関が有する特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から必要と認められる場合は、この限りではありません。
- ⑦ 本事業に関わる者に関して、過去に結んだ念書・誓約書等の制限条項に抵触していないこと。
- ⑧ 反社会的勢力、あるいはそれに関わる者との関与がないこと。

※研究管理運営機関を設置する場合の要件については公募要領4（7）をご参照ください。

※代表機関は、「②研究実施に必要な体制及び能力を有することとして、以下の要件を満たす機関であること。」に記載されている内容を満たしている法人であることが必須です。
法人登記されているが、常勤職員がいななど研究体制が整っていない場合は、代表機関の要件を満たしていると認められないことから、採択課題候補となっても委託契約は出来ません。

5. 応募要件（研究グループ）

○ 研究グループの共通要件

研究グループは以下①から⑤までのすべての要件を満たす必要があります。

なお、公募研究課題の一部または全部を、研究グループ以外の他の研究機関等に再委託することはできません。

- ① 研究グループを組織して共同研究を行うことについて、研究グループに参画するすべての機関が同意していること。
- ② 研究グループと生研支援センターが契約を締結するまでに、研究グループとして規約方式、協定書方式、共同研究方式のいずれかによりコンソーシアムを設立、必要書類を提出すること。
- ③ 応募者に所属する研究者の中から次の要件を満たす研究代表者を選定すること。なお、長期出張により長期間研究が実施できない場合、又は人事異動、定年退職等により応募者を離れることが見込まれる場合には、研究代表者になることを避けてください。
 - ア 原則として応募者に常勤的に所属しており、国内に在住していること
 - イ 当該研究の遂行に際し、必要かつ十分な時間が確保できること
 - ウ 当該研究の遂行に必要な高い研究上の見識及び当該研究全体の企画調整・進行政管理能力を有していること

5. 応募要件（研究グループ）

○ 研究グループの共通要件（続き）

- ④ 研究グループに参画する共同研究機関は、以下の能力・体制を有していること。
- ア 当該研究の遂行に当たり、適切な管理運営を行う能力・体制を有すること
 - イ 研究又は関係機関との相互調整を円滑に実施できる能力・体制を有すること
 - ウ 本事業に関わる者に関して、過去に結んだ念書・誓約書等の制限条項に抵触していないこと
- ⑤ 研究グループに参画する開発・供給支援機関は、以下の能力・体制を有していること。
- ア 国内に活動拠点を持つこと。
 - イ 当該研究の遂行に当たり、研究成果の生産現場への迅速な普及等を実施できる能力・体制を有すること。
 - ウ 研究又は関係機関との相互調整を円滑に実施できる能力・体制を有すること。

※ 共同研究機関及び開発・供給支援機関は、上記の要件を満たしていることが必須です。

6. TRL : 技術成熟度

- 本事業では特定の技術の成熟度レベルを9段階で評価する指標として、事業開始時と事業終了時のTRL（Technology Readiness Level：技術成熟度）を定めています。
- 開発する技術が事業開始時（応募時点）と事業終了時（研究実施期間が3年間の場合は、令和10年3月末時点）に以下の段階にあることを目安としております。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9
TRL	基本原理 の観測	技術コンセプト の策定	実験による概 念実証	実験室での技 術検証	使用環境に応 じた条件での 技術検証	使用環境に応 じた条件での 技術実証	実運転条件下で のプロトタイプ システム実証	システム完 成・認証	システム運用
	（動作原 理の確 認）	（開発する機 械・システム のコンセプト 決定）	（要素技術の 試作・ラボ実 験）	（要素技術を 統合・ラボ実 験）	（試験圃場で の動作確認）	（試験圃場で の継続動作確 認）	（実圃場におけ る実運用確認）	（市販可能 な実機完 成）	（市販化・運 用）
民間型			（事業開始時の技術成熟度）					（事業終了時の技術成熟度）	

7. 応募手続き、受付期間及び注意点（e-Rad）



① 公募期間等

公募期間：

令和7年6月5日（木）～6月30日（月）正午まで

応募は、e-Radからのみ受け付けます

郵送や直接の持ち込み、メール等では一切受け付けません

- e-Radの使用にあたっては、事前に「研究機関の登録」及び「研究者の登録」（個人の場合は「研究者の登録」だけ）が必要となります。登録手続きに2週間程度を要する場合がありますので、余裕をもって手続きを行ってください。
- 応募締切期限直前は、応募が殺到し、e-Radシステムがつながりにくくなる可能性がありますので、余裕をもって、応募書類のe-Radへの応募登録を行ってください（※）。
- ※応募段階では、少なくとも、申請者がe-Radの登録を済ませておく必要があります。申請者以外で、応募までにe-Rad登録が間に合わなかった場合は、委託契約締結までに登録を済ませてください。
- e-Radでの申請情報の提出には、所属機関の事務代表者による応募情報の承認を受ける必要があります。承認がない場合は応募情報が提出されませんので、忘れずに手続きしてください。

◆情報提供サイト：e-Radポータルサイト（<https://www.e-rad.go.jp/>）

◆e-Radの操作方法に関する問い合わせ先：e-Radヘルプデスク
TEL 0570-057-060（ナビダイヤル）、03-6631-0622（直通）
受付時間 9:00～18:00

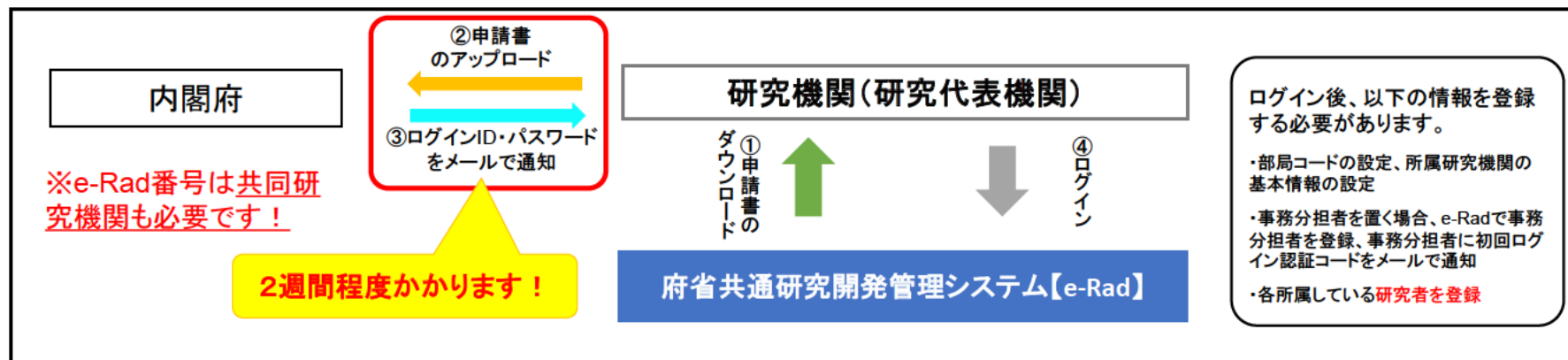
※土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く



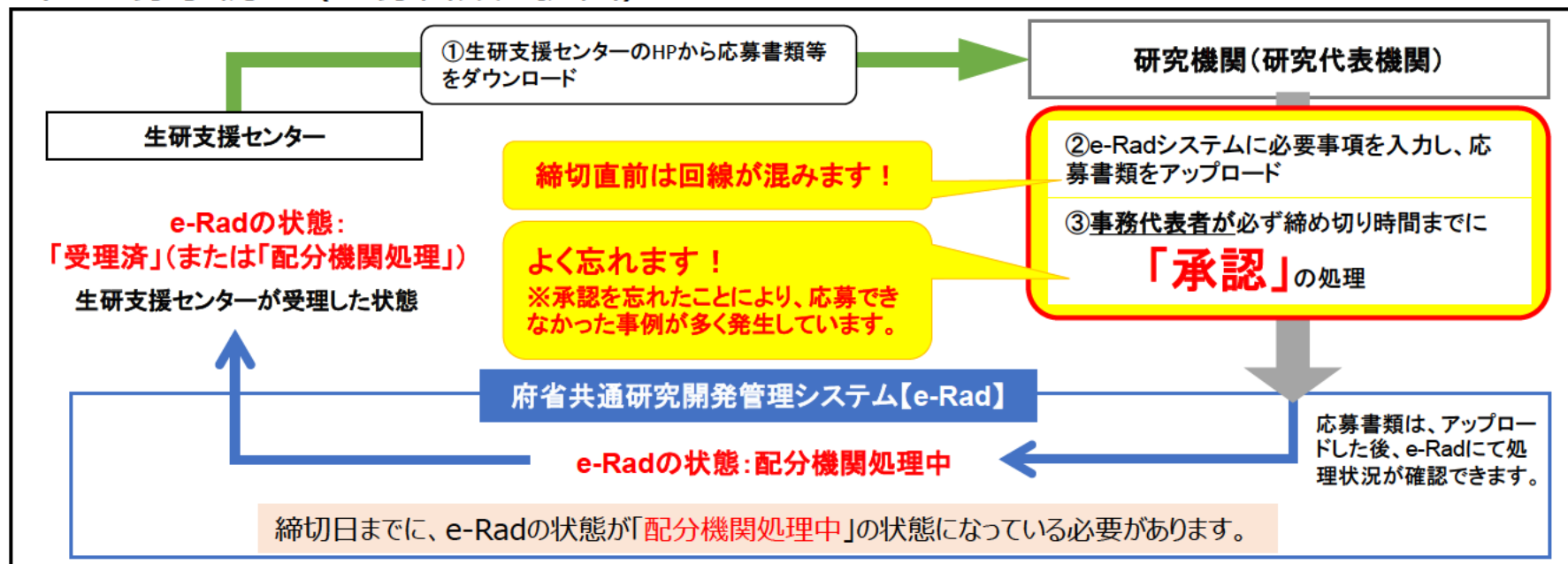
7. 応募手続き、受付期間及び注意点(e-Rad)

② e-Radによる応募の注意点

ア 研究機関の登録申請手続き（応募までの事前準備）



イ 応募手続き（応募書類の提出）



7. 応募手続き、受付期間及び注意点(審査参考資料の作成等)



○ 審査参考資料の作成・提出について

- ◆ 公募要領6（3）に規定されている**応募書類（研究課題提案書 等）**は、前項イの通り**e-Rad**でご提出ください。併せて、**審査参考資料（研究課題提案書を要約したプレゼンテーション資料（説明動画））**を下記の要領に従い作成の上、**E-mail**でご提出ください。

（審査参考資料の様式）

- ・プレゼンテーション資料はパワーポイント様式で15枚以内としてください。
- ・説明動画はパワーポイントの録画機能で録画、作成してください。なお、内容説明する音声も必ず入れてください。
- ・説明動画は15分以内としてください。
- ・作成した動画はMP4に変換してください。MP4に変換できない場合、パワーポイントのスライドショー機能で自動再生可能であれば、パワーポイント形式の提出でも構いませんが、その際は「差し込み動画の再生ができない」、「再生途中で動画が止まってしまう」等が起こらないよう、ご注意ください。

※ パワーポイントの「記録」の「オーディオ」機能を活用し、説明音声を録音し、アニメーションで自動再生する形でも構いません。

※ 録画方法が不明な場合、マイクロソフト社様のHPから「プレゼンテーションを記録する」等検索してください。

（提出方法）

- ・審査参考資料（説明動画）については、e-Radでの提出はできません。
件名を「**プレゼン資料提出：e-Rad課題ID**」として、E-mailにて提出ください。
また、添付するファイルは「**e-Rad課題ID-代表機関名**」としてください。

（提出先）

- ・生研支援センター 事業推進部 民間技術開発課
E-mail： brain-smartagriweb@ml.affrc.go.jp

（提出期限）

- ・令和7年6月30日（月）正午まで

① 審査手続きについて

(1) 総合審査

- 応募書類等をもとに外部有識者（外部委員）及び行政担当者（行政委員）が本事業で定める審査実施要領の審査基準に基づき審査。

(2) 総合討議

- 総合審査の結果について、各委員から採点理由や採点変更の有無等を確認後、各研究課題の評点と営農類型における順位を確定。

(3) 採択課題の決定

- 総合討議における選考結果について、運営管理委員会の承認を経て、採択課題を決定。

※審査の過程で質問票による確認を行う場合があります。その際は速やかな回答の提出にご協力ください。

※総合討議や運営管理委員会で議論の結果、研究計画の見直し、研究費の減額、研究実施期間の短縮等の条件が付される場合があります。

なお、これらの審査手続きは非公開で行われ、審査の経過や内容等、審査に関する照会・問合せには一切応じられませんので、あらかじめご了承ください。

8. 審査

② 審査基準について（重点課題対応型研究開発（民間事業者対応型））

1 必須項目

2 審査項目（開発領域：最大56点）

2 審査項目（供給領域：最大18点）

項目	内容
(1) 研究実施主体の適格性	研究グループの要件に適合しているか（適合又は不適合） 農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用促進に関する法律（令和6年法律第63号。以下「スマート農業技術活用促進法」という。）第13条第4項に基づく認定を受けている、又は認定を受けていないが認定に必要な手続・検討を進めているか（適合、条件付き適合、不適合）
(2) 研究課題・内容の適格性	公募分野を対象とした研究であるか（適合、不適合） 事業で実施する内容が、該当するスマート農業技術活用促進法第13条第4項に基づき認定を受けた、又は認定を受けることが確実である開発供給実施計画の内容の全部又は一部に即しているか（適合、条件付き適合、不適合）

※1 必須項目で不適合となった場合は、審査・採択されません。

※2 審査項目のうち開発領域・供給領域の合計点数の6割を下回った場合は、採択されません。

項目	内容
(1) 開発等技術の有効性	開発等を実施するスマート農業技術が、当該研究計画において対象としている品目や農作業の労働時間削減に有効なものか（最大10点）
(2) 開発等技術の適用性	開発等を実施するスマート農業技術が、当該研究計画において対象としている以外の品目や地域にも適用できるものか（最大3点）
(3) 開発等技術の新規性	開発等を実施するスマート農業技術が、当該研究計画の他において既に開発等されている技術ではなく新規のものか（最大9点）
(4) 開発等技術の優位性	開発等を実施するスマート農業技術が、既に開発等されている若しくは類似の技術と比較して農作業の労働時間の削減効果が優位のものか（最大9点）
(5) 価格低減効果の有効性	開発等を実施する計画に、開発等を実施するスマート農業技術の価格低減に資する研究内容が含まれており、また、その価格低減効果は有効なものか（最大9点）
(6) 研究計画の具体性・妥当性	当該研究の計画について、計画期間内に成果が得られるようなスケジュールが適切に設定されており、また、実現可能性の乏しい内容が含まれておらず妥当なものか（最大10点）
(7) 研究経費の正確性・妥当性	当該研究の計画において、研究内容を踏まえ、適切に事業費が計上されているか（最大3点）
(8) 研究体制の有効性・妥当性	当該研究の遂行に必要な実践的な研究開発実績を有する者が参画しており、また、適切に役割分担がなされているか（最大3点）

項目	内容
(1) 開発等される製品・サービスの必要性	開発等される製品・サービスは、農業生産現場のニーズを踏まえたものとなるか（最大3点）
(2) 開発等される製品・サービスの供給事業の普及性	開発等される製品・サービスの供給事業に係る計画は、多くの農業者や地域を対象にしているものか（最大3点）
(3) 開発等される製品・サービスの農業経営における益増加効果	開発等される製品・サービスが、既存若しくは類似のもの（スマート農業技術以外の製品等も含む）と比較して、当該製品等を導入した農業経営の利益を増加させることが見込まれるか（最大9点）
(4) 開発等される製品・サービスの供給事業の継続性	開発等される製品・サービスの供給事業に係る計画に持続性（経営合理性）は見込まれるか（最大3点）

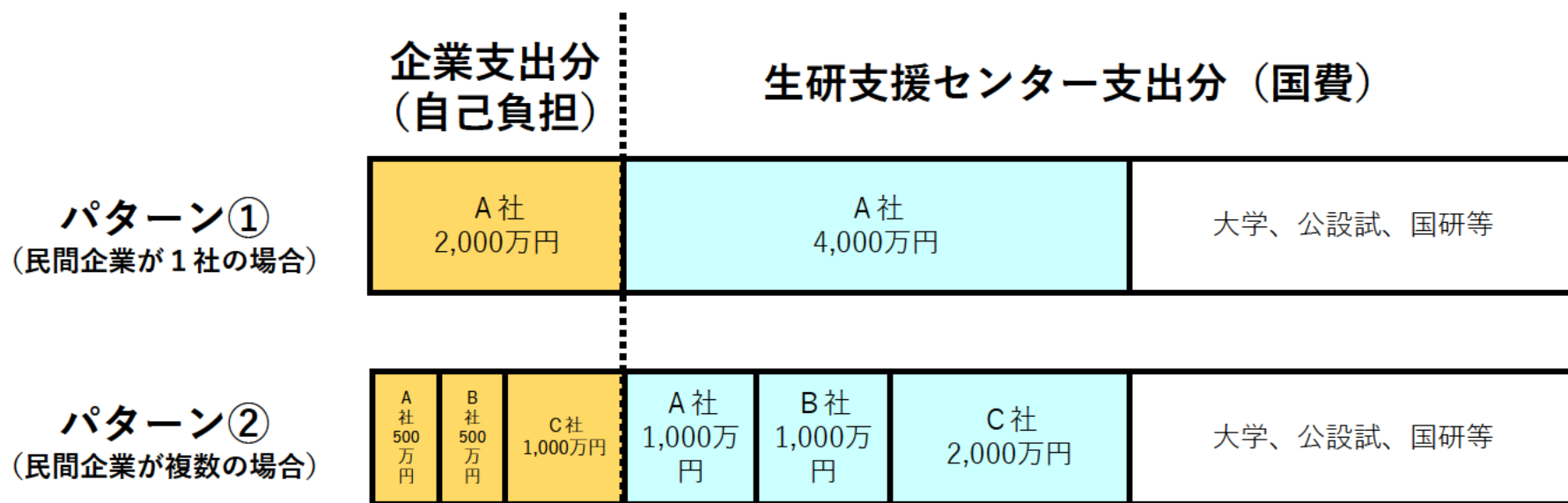
2 審査項目（政策領域：最大26点）

項目	内容
(1) 生産振興施策上の技術開発の必要性	開発による省力化や高度化の必要性が高い技術であるか（生産量が多い等より重要な品目を対象にしており、生産現場からのニーズが高く、既存技術と比較して省力化等の効果が優位な技術であるか）（最大15点）
(2) スマート農業技術の研究開発施策との関係性	食料・農業・農村基本計画で定められたKPIである、スマート農業技術活用促進法に基づく基本方針第二の1の（2）に位置付けられたスマート農業技術等の令和12年度までの実用化の達成のために、早期に開発に着手すべき技術であるか（開発に着手されておらず（若しくは着手されているものの生産現場に適用できる水準でなく）、かつ開発に時間を要するスマート農業技術であるか）。なお、類似事業における課題採択状況も考慮するものとする（最大10点）
(3) 関連する施策との整合性	関連する施策と整合しているか ①みどりの食料システム戦略の推進に資する研究課題 ②参画する民間企業がマッチングファンド方式（研究費の一部を企業負担）を実施する場合 ③地域金融機関等が研究グループに参画し、研究計画に研究・検証等を実施することが明確に記載されている場合（①から③のいずれかに該当する場合1点）

9. マatchingファンド方式について

- マatchingファンド方式とは、民間企業等による事業化を促進し投資を誘発するため、新たな商品・便益等の開発を行う民間企業等が、生研支援センターから民間企業等に支出する委託費の1 / 2以上を自己資金として負担する仕組み。
- 「スマート農業技術の開発・供給に関する事業」において、民間企業等が参画し、マatchingファンド方式を適用して開発・改良を行う研究課題については、審査時にポイント加算（複数の民間企業が参画する場合、参画する全ての民間企業の適用が必要）。ただし、一部の民間企業がマatchingファンド方式の対象とならない場合には、研究課題提案書にその理由を記載）。

【マatchingファンド方式のイメージ】



○ 国費や自己負担は、研究グループの取り決めに従って配分

9. マatchingファンド方式について（続き）

【研究資金を自己負担する民間企業等】

研究成果を用いて（特許権等として権利化、ノウハウとして秘匿化等）、新たな商品や便益の開発を行うことにより、将来的に利益を享受することとなる民間企業等が自己資金を負担する場合に加点。

○ 自己負担を行う必要がない民間企業等の例

※民間企業等：民間企業、公益・一般法人、NPO法人、協同組合、農林漁業者

・研究グループの他の機関が開発した研究成果の実証のみ行う民間企業等

例 ICTによる農産物栽培・生産支援システム開発の研究において、当該システムを使用する農業生産法人

・研究成果を活用して利益を得る意向の無い民間企業等

例 社会貢献の一環として研究に参画するNPO法人

※原則、共同研究機関が該当することはありません。

※上記2つの条件を満たしている必要があります。

9. マatchingファンド方式について（続き）

委託費に計上できる経費

1) 直接経費

①物品費

- ・設備備品費
- ・消耗品費

②人件費・謝金

- ・人件費

〔 国、地方公共団体からの交付金等で手当
てしている常勤職員の人件費は不可 〕

- ・謝金

③旅費

④その他

- ・外注費
- ・印刷製本費
- ・会議費
- ・通信運搬費
- ・光熱水料
- ・その他（諸経費）

〔 上記の各項目以外に、業務・事業の実施
に直接必要な経費 〕

- ・消費税等相当額

2) 間接経費

自己資金

1) 左記 1) ①～④の経費

2) 設備備品の償却費

過去に自己資金で購入したことが証明できるもので、当該委託試験研究用として管理日誌等により利用実績が確認できること

3) 委託研究契約締結前に保有していた試験研究用消耗品

（試薬・材料等のみとし、コピー用紙等の汎用品は対象外）

過去に自己資金で購入したことが証明できるもので、棚卸資産台帳等により直近の在庫の確認ができるもの

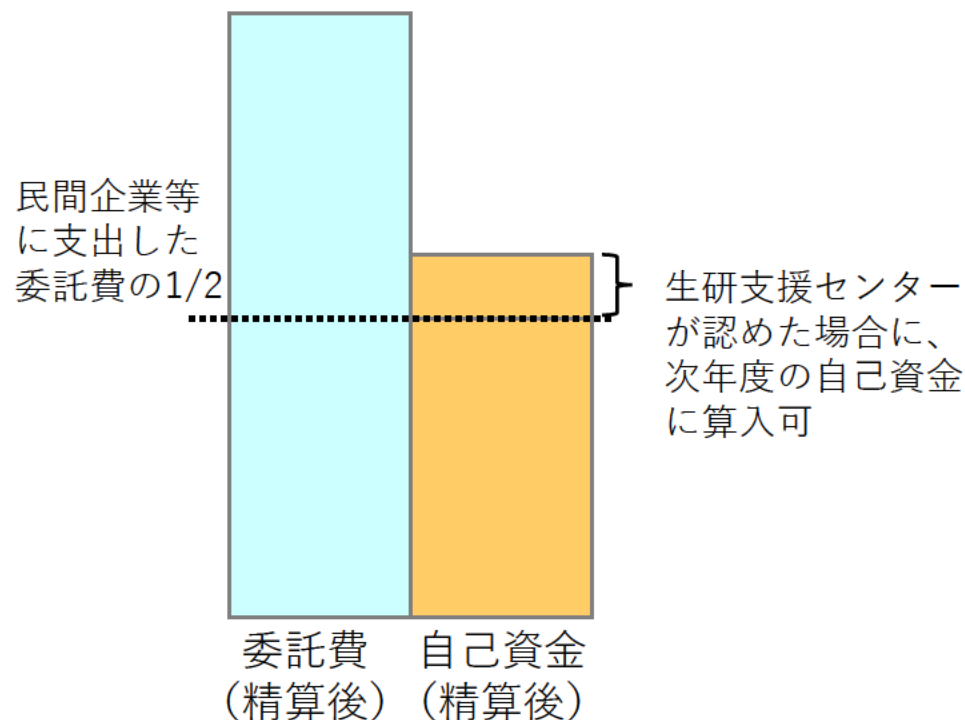
2) 及び 3) の計上については、適切な資産及び資金管理ができるよう、当該組織の中に**独立した資産管理部門**があることを条件とします。

9. マatchingファンド方式について（続き）

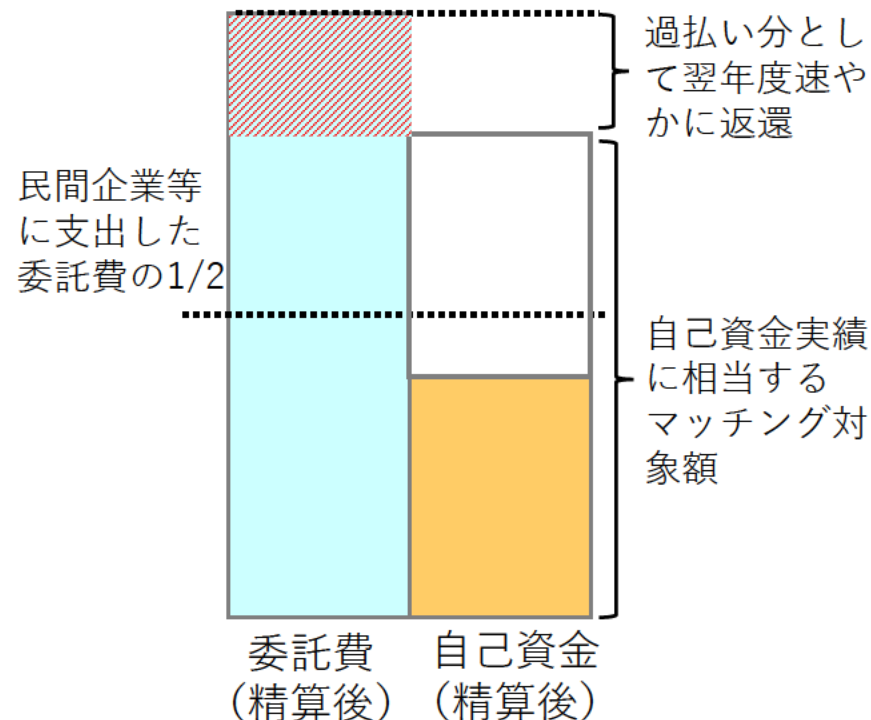
自己資金の取扱いについて

- 研究費の翌年度への繰越しは、原則認めない
- ただし、年度毎の経費の精算時において、自己資金がマatching対象額を超過することとなった場合には、生研支援センターが認めた場合に限り、当該超過額を次年度の自己資金に含めることが可能

自己資金がマatching対象額を超過した場合



自己資金がマatching対象額に満たない場合



10. 公募から委託契約までの流れ（予定）

令和7年6月5日（木）	公募要領の公表・公示
6月30日（月） 12:00	公募受付締切
7月上旬～8月上旬	評議委員会による審査
8月中旬以降	採択課題（委託予定先）の決定・公表
8月中旬以降	委託契約の締結

※スケジュールは、審査状況等により変更することがあります。

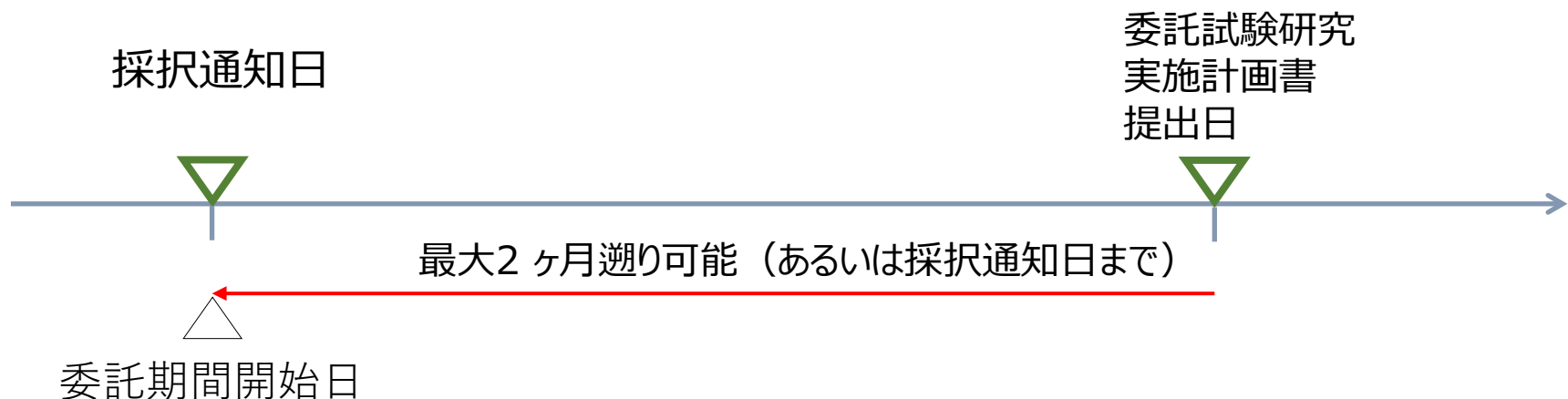
開発供給実施計画の認定を受けていない場合は、**令和7年6月20日までに当該計画に係る事前相談を農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課と開始する必要。**

また、令和7年8月中旬（予定）の採択決定までに事前相談が了となっている必要。

11. 契約手続き

- 生研支援センターは、代表機関等との間で当該年度に係る委託契約を締結します。
- 本事業の委託期間は、委託試験研究実施計画書提出日から最大2ヶ月前の日（計画書の提出日が採択通知日から2ヶ月以内の場合は採択通知日）まで、委託期間開始日を遡ることが可能です。
- また、次年度以降も研究を継続することとなった場合、原則として次年度の4月1日が試験研究開始日となります。
- なお、採択時や評価時の条件が付されている場合は、この条件に合致していることが前提となり、仮に契約締結に至らなかった場合には、受託機関の自己負担となりますので、ご注意ください。

<初年度の契約イメージ>



12. 公募に関するお問合せ

生研支援センターへのお問合せは以下のメールアドレスをお願いします。

○ 公募全般に関するお問合せ

事業推進部民間技術開発課 担当：鎌田、高橋

E-mail : brain-smartagriweb@ml.affrc.go.jp

○ 契約事務について

研究管理部研究管理課 担当：石川、宇野、宮本

E-mail : brain-jimu@ml.affrc.go.jp

農林水産省へのお問合せは以下のメールアドレスをお願いします。

○ 開発供給実施計画の認定事務等について

農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究推進課

E-mail : smart_kaihatsu@maff.go.jp

【参考 1】公募要領における用語定義

農業者等	農業者又はその組織する団体（農業者が主たる構成員又は出資者となっている法人を含む。）のこと。
公募分野	スマート農業技術等と、それに関係する営農類型や品目、農作業の類型等の要素で構成される、公募対象となる領域のこと。
研究グループ	共同で研究開発を実施しようとする集団（2 機関以上から構成）のことで、少なくとも研究機関（代表機関、共同研究機関）並びに開発・供給支援機関から構成されていること。
応募者	研究グループの代表機関のこと。
研究代表者	応募者のうち、研究（企画調整を含む。）を円滑に実施するため、研究実施計画の企画立案、実施、進行管理、成果管理等を統括する者のこと。
研究機関	自ら研究を実施する民間企業、農業者等、国立研究開発法人、独立行政法人、地方公共団体（都道府県、市町村、公設試験研究機関及び地方独立行政法人）、一般又は公益法人、金融機関、特定非営利活動法人、特殊法人、大学（及び大学共同利用機関）、高等専門学校、協同組合等であって、日本国内に設置された法人格を有する者のこと。
共同研究機関	研究グループの構成員である研究機関のうち、応募者ではない者のこと。
開発・供給支援機関	研究成果の農業生産現場への迅速な供給を進める民間企業（製造事業者や農業支援サービス事業者）や、普及を担う普及組織や農業者等、研究成果（製品等）のユーザーとなる民間企業等のことで、自ら研究を実施せずに研究グループに参加する者のこと（なお、研究機関が開発・供給支援機関の取組も併せて実施しようとする際、取組内容や人件費等の経費が切り分けられる場合は開発供給支援機関を兼ねることができる。）。
社会実装を担う者	研究開発 を実施する技術を実用化できる技術力を有し、研究成果の供給を担う者のこと。
研究用ほ場を有する者	研究開発 を実施するために、スマート農業技術等の試験研究に用するほ場を有する者のこと。
研究管理運営機関	研究代表者が所属する応募者とは別に、生研支援センターとの委託契約や委託契約に係る業務及び経理執行業務を担う者のこと。

スマート農業技術の開発・供給促進事業

【令和7年度予算額 1,023（－）百万円】

＜対策のポイント＞

スマート農業技術の社会実装を進めるため、スマート農業技術活用促進法の基本方針に位置付ける重点開発目標に沿ったスマート農業技術の開発・供給の取組を支援します。

＜事業目標＞

スマート農業技術の活用割合を50%に向上〔令和12年度まで〕

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

○ スマート農業技術の開発・供給

- ① 重点課題対応型研究開発（民間事業者対応型）
農業において特に必要性が高いと認められるスマート農業技術の開発を促進するため、スマート農業技術活用促進法の基本方針に位置付ける重点開発目標に沿った民間事業者による研究開発を支援します。
- ② 重点課題対応型研究開発（農研機構対応型）
民間事業者による研究開発等を加速させるため、農研機構による品目共通の基幹的技術や研究開発を促進する基盤的技術の開発を推進します。

農研機構と民間事業者との役割分担の下で、重点開発目標に沿った技術開発・供給を推進

- ① 民間事業者対応型（競争領域）
重点開発目標に沿った各作物の特性に応じた技術を開発・製品化

【例】ブドウの管理作業ロボット 【例】レタス収穫ロボット
- ② 農研機構対応型（協調領域）
品目共通のベースとなる技術（基幹的技術）や開発を促進する技術（基盤的技術）を開発

【基幹的技術の例】汎用型ベース機 【基盤的技術の例】AI開発用教師データ

＜事業の流れ＞

